

各 位

会社名 アズビル株式会社
代表者名 取締役 代表執行役社長 山本 清博
(コード番号: 6845 東証プライム)
問合せ先 総務部長 田中 健二
(TEL: 03-6810-1000)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」の再導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 13 日開催の取締役会において、当社及び国内グループ会社の社員（以下「社員」といいます。）に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下「本プラン」といいます。)の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本プラン導入の目的

当社グループは、「人を中心としたオートメーション」のグループ理念のもと、事業拡大を通じて、「持続可能な社会へ直列に繋がる貢献」により、継続的な企業価値の向上を図り、社会と社員の Well-being を実現し、あらゆるステークホルダーと信頼関係を構築してまいりたいと考えております。

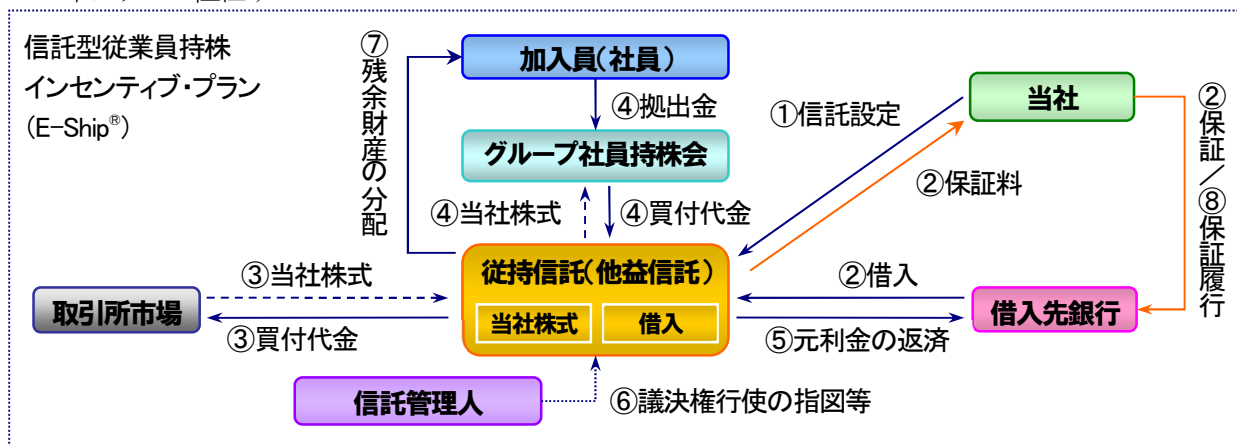
2025 年度から始まる新中期経営計画 (2025～2027 年度) は、2030 年度の長期目標を見据えた第二期間であるとともに、2026 年に迎える創業 120 周年を超えて、「持続可能な社会へ直列に繋がる貢献」に向けた進化、共創を実現し、社会環境の変化に伴う新たな社会課題解決を更なる事業拡大と捉え、企業価値を持続的に向上させることを目指す中において、その達成を一層後押しするため、社員が企業価値向上（＝株価上昇）のインセンティブを享受できる本プランを再導入することを決議いたしました。本プランの再導入によって、azbil グループ社員持株会（以下「持株会」といいます。）に加入する全ての社員が自身の財産形成をより一層高める機会を得るとともに、企業価値向上に向けた取組み推進に資するものと考えております。

2. 本プランの概要

本プランは、持株会に加入する全ての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「azbil グループ社員持株会専用信託」(以下「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後約 3 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは社員に対し、人的資本経営の一環として、また、当社グループの中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の拡充として、持株会を通じて社員の株式取得及び保有を促進することにより社員の財産形成を支援することも企図しております。

3. 本プランの仕組み



- ① 当社は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。
- ② 従持信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。
- ③ 従持信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利息を返済します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、行使します。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

4. 従持信託の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 名称 | : azbil グループ社員持株会専用信託 |
| (2) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (3) 信託の目的 | : 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付 |
| (4) 委託者 | : 当社 |
| (5) 受託者 | : 野村信託銀行株式会社 |
| (6) 受益者 | : 受益者適格要件を満たす者（受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。） |
| (7) 信託管理人 | : 当社の社員より選定 |
| (8) 信託契約締結日 | : 2025 年 5 月 13 日 |
| (9) 信託の期間 | : 2025 年 5 月 13 日～2028 年 6 月 28 日 |
| (10) 受益者適格要件 | : 受益者確定手続開始日（信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産の属する当社株式が持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、持株会に加入している者（但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日まで、定年による退職、契約期間満了による退職、役員就任、会社都合による退職によって持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。 |

5. 従持信託による当社株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得価格の総額 : 6,515 百万円 (従持信託による借入の総額)
- (3) 株式の取得期間 : 2025 年 5 月 29 日～2025 年 6 月 23 日
- (4) 株式の取得方法 : 取引所市場より当社株式を取得する予定です。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以上